建築物の省エネ簡易診断事業実施要領

公益社団法人長野県建築士会

（目　的）

第１条　本要領は、令和6年５月10日に長野県知事と公益社団法人長野県建築士会（以下「当会」という。）会長との間で締結した「建築分野における2050ゼロカーボン実現に関する協定(以下「協定」という。)」に基づき、建築物の省エネ性能を診断し、省エネ改修を促進するための提案等を行う、「簡易診断事業」の適正な運用と診断を実施するために長野県から無償で提供される「簡易診断ツール」の適正な管理を行うために必要な事項を定める。

２　本要領は、公益社団法人長野県建築士会（以下「当会」という。）の事業委員会が所管するとともに、協定の目的を達成するために、他の委員会をはじめその他団体等と連携する。

（定　義)

第２条　本要領における用語の定義は次による。

1. 簡易診断事業　協定第2条第1号に基づく事業（県内の住宅や小規模商業施設等の既存建築物の概算のエネルギー性能を簡易的に診断し、省エネ改修の検討に必要な情報を提供する事業）をいう。
2. 簡易診断ツール　協定第4条に基づく、長野県が無償で提供する住宅等の概算の省エネルギー性能を簡易に診断するするためのツールをいう。
3. ツール管理機関　簡易診断ツールを長野県から無償で提供され、管理する者をいい、本要領では当会をいう。
4. 省エネ改修アドバイザー　簡易診断事業を行うために、次条定める要件を具備し、当会が第４条で定める名簿に掲載した者をいう。
5. 省エネ皆改修アドバイザー名簿　簡易診断事業の実施を希望する者が依頼先を選定するために当会が公表する省エネ改修アドバイザーの名簿をいう。

（省エネ皆修アドバイザーの要件）

第３条　省エネ皆改修アドバイザー名簿に掲載する者は以下の要件を具備しなければならない。

1. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める建築士事務所に所属している建築士であること
2. 当会が実施する、簡易診断ツールの使用マニュアルや当要領、並びに省エネ改修促進のための情報等に関する講習を受講した者であること

２　令和5年度まで実施した「長野県省エネ改修サポート制度」において、省エネ改修アドバイザーとして長野県の登録を受けた者は、前項第2号の講習のうち、簡易診断ツールの使用マニュアルに関する講習は受講したものとみなすことができる。

３　第1項第2号の講習内容は、講習を実施するときにその都度定める。

（省エネ改修アドバイザーの行動規範）

第４条　省エネ改修アドバイザーは、協定第１条の目的を達成するために、簡易診断事業の実施を依頼する者（以下「依頼者」という。）に対して、事業の適正、公平さ及び中立性を保ち、専門家として活動するよう努めなければならない。

２　省エネ改修アドバイザーは、簡易診断事業において収集する情報を簡易診断等に必要な最小限度のものとし、その情報は第９条に基づく実績の報告以外に使用してはならない。

３　省エネ改修アドバイザーは、依頼者からの個別の依頼や相談による場合を除き、その立場を濫用して特定の改修工事の実施や製品の購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行ってはならない。

４　第２項及び第３項の規定は、省エネ改修アドバイザーの名簿から抹消された後においても、同様とする。

（簡易診断ツールの管理）

第５条　省エネ改修アドバイザーは、ツール管理者から提供され、自己が使用する簡易診断ツールについて、有償・無償に関わらず、無断で第三者に提供してはならない。

２　省エネ改修アドバイザーが使用する簡易診断ツールは、その取扱いに十分留意し、漏えい、改変及び無断複製を行ってはならない

３　省エネ改修アドバイザーは、省エネ改修アドバイザーの名簿から抹消されたときは、自己が使用する簡易診断ツールの全てを廃棄しなければならない。

（省エネ改修アドバイザー名簿）

第６条　省エネ改修アドバイザー名簿は、当会のホームページに掲載することをもって公表する。

２　前項の公表する内容等は「省エネ改修アドバイザー名簿（様式第1号）」による。

（省エネ改修アドバイザー名簿への掲載希望手続き）

第７条　省エネ改修アドバイザー名簿へ掲載を希望する者は、「省エネ改修アドバイザー名簿掲載申込書（様式第2号）」により当会会長あて申し込まなければならない。

２　省エネ改修アドバイザー名簿への掲載は、第3条の要件を確認できた者を掲載する。

（省エネ改修アドバイザー名簿の管理）

第６条　省エネ改修アドバイザー名簿は、当会が管理し、省エネ改修アドバイザー及び相続人は次の事象が生じた場合は遅滞なく届出なければならない。

1. 省エネ改修アドバイザーが死亡したとき（相続人が届出）
2. 省エネ改修アドバイザーが建築士免許を取り消されたとき
3. 省エネ改修アドバイザーが建築士事務所の所属建築ではなくなったとき
4. 省エネ改修アドバイザー名簿からの抹消を希望するとき
5. 名簿掲載内容変更　名簿に掲載されている内容の変更が生じたとき

２　名簿掲載からの抹消は、「省エネ改修アドバイザー名簿抹消届（様式第3号）」同名簿掲載内容の変更は、「省エネ改修アドバイザー名簿掲載内容変更届（様式第4号）」による。

３　省エネ改修アドバイザーが第４条及び第５条の規定に反したことが明らかになったときは、当会が当該省エネ改修アドバイザーにその理由を示したうえで、省エネ改修アドバイザー名簿から抹消する。

（簡易診断事業申込手続き）

第７条　簡易診断事業の依頼者は、省エネ改修アドバイザー名簿から希望する者を選定し、事前に選定した省エネ改修アドバイザーと連絡・調整を行い、「簡易診断事業申込書（様式第5号）」を選定した省エネ改修アドバイザーに送付する。

（簡易診断事業における業務受託）

第８条　簡易診断事業は、建築士事務所が行う業務として、業務が有料、無料にかかわらず依頼者との間で業務委託契約を締結する。

２　簡易診断業務の受託料は省エネ改修アドバイザーが受託する業務の内容により、省エネ改修アドバイザー（アドバイザーが所属する建築士事務所を含む。）が積算して依頼者に提示する。

３　簡易診断業務の委託料は業務内容に応じて以下の考え方により算定することとする。

1. 省エネ改修アドバイザーが、依頼者からの簡易診断ツール入力のための具体的な要望や指示を受けることなく、目視あるいは既存図面による現地調査を行い、簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務　　原則無料とする。
2. 上記現況の診断結果に基づき、簡易診断ツールの「改修後」について、依頼者からの要望を受けることなく、省エネ改修アドバイザーの判断のみで簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務　　原則無料とする。
3. (1)の業務の過程において、依頼者からの具体的な要望や指示による現況調査や依頼者からの希望によって現況調査結果等に基づく原因考察や把握業務を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。） 原則有料とする （業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定する。）。
4. (2)の業務の過程において、依頼者からの要望や指示に基づいて行う「改修後」のツールへの入力と改修方針の提案等を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。） 原則有料とする （業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定する。）。
5. (1)から(4)までの業務における現地調査及び結果の説明のための現地までの交通費　　原則有料とし、額は公共交通機関利用又は自動車距離によるガソリン代相当とする。
6. (1)から(4)までの業務において発生する諸経費・雑費等　　受託業務内容による。

（実績報告）

第９条　省エネ改修アドバイザーは、協定第５条に基づく毎年度の簡易診断の実施件数等を、「簡易診断業務実績報告書（様式第6号）」により事業実施期間の年度終了後の翌年度4月20日までに、当会会長あてにメールあるいはファックス等で報告しなければならない。

２　前項の報告のあったときは、当会が「簡易診断業務実績報告書（様式第7号）」に取りまとめ、毎年4月30日までに、長野県に報告しなければならない。

附　則

　　本要領は、令和６年５月10日より施行する。（知事との協定締結日）

[様式第１号]

●建築物の省エネ性能を診断し、省エネ改修などを提案するための「省エネ簡易診断」を行うことができる「省エネ改修アドバイザー（以下「アドバイザーといいます。)」の名簿を次のとおり公表します。

●診断を希望されるときは、名簿より診断可能地域を確認いただきア、ドバイザーを選定いただいたうえで、アドバイザーに直接電話にてご連絡いただき、お打合せください。

●アドバイザーの業務の都合や希望される業務内容などによって、ご希望に添えない場合もありますことをご了承ください。

公益社団法人長野県建築士会

年　月現在

１　省エネ改修アドバイザー名簿

名簿は長野県内の地域単位（建築士会の支部）で50音順を基本に記載しています

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 省エネ改修アドバイザー | | 建築士事務所所在地 | 連絡先  電話番号 | 診断可能地域等  （空欄は県内全域） |
| 氏　名 | 所属建築士事務所名 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２　簡易診断を希望されるときの注意事項

(1) 簡易診断事業を希望されるときは、名簿掲載のアドバイザーに直接ご連絡いただき、まず希望する業務内容を提示いただいたうえで、別掲の「簡易診断事業申込書（様式第5号）」により省エネ改修アドバイザーあて申し込みください。

(2) 申し込み後、省エネ改修アドバイザーから提示される業務報告の内容及び委託料等の情報を基に業務委託契約の締結についてご判断ください。

(3) 業務着手後に、業務内容を変更する場合は、その時点で相互に契約内容を確認していただき、契約事項の変更を行ってください。

(3) 業務内容による委託料算定の考え方は別掲のとおりです。

[別　掲]

業務内容による委託料算定の考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な診断業務の内容 | 委託料 |
| １　省エネ改修アドバイザーが、依頼者からの簡易診断ツール入力のための具体的な要望や指示を受けることなく、目視あるいは既存図面による現地調査を行い、簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務 | 原則無料 |
| ２　上記現況の診断結果に基づき、簡易診断ツールの「改修後」について、依頼者からの要望を受けることなく、省エネ改修アドバイザーの判断のみで簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務 | 原則無料 |
| ３ (1)の業務の過程において、依頼者からの具体的な要望や指示による現況調査や依頼者からの希望によって現況調査結果等に基づく原因考察や把握業務を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。） | 原則有料  業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定します。 |
| ４ (2)の業務の過程において、依頼者からの要望や指示に基づいて行う「改修後」のツールへの入力と改修方針の提案等を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。） | 原則有料  業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定します。 |
| ５　現地調査及び結果の説明のための現地までの交通費  　　※上記の1から４とは別に依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議して決定いただきます。） | 原則有料  額は公共交通機関利用又は自動車距離によるガソリン代相当を基に算定します。 |
| ６　諸経費・雑費等  ※上記の1から４とは別に依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議して決定いただきます。） | 業務内容により算定します。 |

　上記については、業務委託契約事項となりますので、依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議いただくこととなります。

[様式第2号]

省エネ改修アドバイザー名簿掲載申込書

年　　月　　日

公益社団法人長野県建築士会　会長　様

申込者氏名

簡易診断事業実施要領第5条による、省エネ改修アドバイザー名簿への掲載を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名簿掲載を希望する者の氏名※ | |  |
|  | 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 建築士登録番号 |  |
| 所属する建築士事務所名※ | |  |
|  | 住　　所※ | 〒 |
| 電話番号※ |  |
| 連絡先メールアドレス  （平日連絡できるアドレスを記載） | |  |
| 令和5年度の建築物省エネ改修サポート制度における省エネ改修アドバイザー登録の有無 | | いずれかに○  登録あり　　　　　登録なし |
| 簡易診断業務実施可能地域等※  （実施地域を限定する場合はその地域を記載ください。例：市町村や北信等の地域名） | |  |

記載上の注意事項

　１　※印は、省エネ改修アドバイザー名簿に掲載する内容を示しています。公表されることを前提として記載ください。

　２　建築士事務所に複数の名簿掲載希望者がいるときは、希望者ごとに申込書を提出してください。

　３　建築士事務所電話番号は、簡易診断事業申込者者が直接電話で連絡することを前提とした番号としてください。

[様式第3号]

省エネ改修アドバイザー名簿抹消届

年　　月　　日

公益社団法人長野県建築士会　会長　様

届出者

住　　所

氏　　名

簡易診断事業実施要領第6条により、省エネ改修アドバイザー名簿から抹消を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 名簿掲載省エネ改修アドバイザーの氏名 |  |
| 抹消の理由 | ・死 亡  ・建築士登録の抹消  ・建築士事務所からの退所等  ・自主的な抹消希望 |

記載上の注意事項

　　１　省エネ改修アドバイザーが死亡したときは、相続人が届け出てください。

　　２　建築士事務所からの退所後に別の建築士事務所に所属し、引き続き省エネ改修アドバイザーとして名簿掲載を希望する場合は、「省エネ改修アドバイザー名簿掲載内容変更届（様式第４号）」により届け出てください。

５　届出は、変更事象が発生した後に速やかに届け出してください。

[様式第4号]

省エネ改修アドバイザー名簿掲載内容変更届

年　　月　　日

公益社団法人長野県建築士会　会長　様

届出者

住　　所

氏　　名

簡易診断事業実施要領第6条により、省エネ改修アドバイザー名簿の掲載内容を変更したいので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| １　氏　　名 |  |  |
| ２　所属建築士事務所名 |  |  |
| ３　所属建築士事務所住所 |  |  |
| ４　連絡先電話番号 |  |  |

記載上の注意事項

　　１　氏名の変更は婚姻等により変わったときに届け出ます。

　　２　建築士事務所からの退所後に別の建築士事務所に所属し、引き続き省エネ改修アドバイザーとして名簿掲載を希望する場合も含みます。

　　３　上記により、所属建築士事務所を変更したときは、同時に住所、電話番号の変更を届け出てください。

　　４　いずれの変更による届け出には、その証明に必要な書類などの添付は必要ありません。

　　５　本届出は、変更事象が発生した後に速やかに届け出してください。

[様式第5号]

簡易診断事業申込書

年　　月　　日

省エネ改修アドバイザー　様

簡易診断事業実施要領第７条により、簡易診断事業の実施を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 申込者住所・氏名 | |  |
| ２ 連絡先電話番号 | |  |
| ３ 連絡先メールアドレス | |  |
| ４ 診断を実施する建築物の概要 | | |
|  | (1) 建築物の所在地 |  |
| (2) 用　　途 |  |
| (3) 規　　模 | ・階数　　　階建て　　　　・延べ面積　　　　　　㎡ |
| (4) 構　　造 |  |
| (5) 希望する診断内容 | 希望する診断内容に☑をしてください。  □ 現況の省エネ性能診断（現況調査と診断ツールの入力のみ）  □ 現況を基に、省エネ性能を満たす改修提案（診断者の判断のみによる診断ツールへの入力のみ）  □ 診断に基づく現況省エネ性能の課題分析と考察の報告  □ 上記現況診断に基づく、改修計画の提案 |
| その他希望する事項 | |  |

記載上の注意事項

　　１　連絡先メールアドレスは、連絡に必要なときに記載ください。

　　２　診断を実施する建築物の概要は、わかる範囲で記載ください。

　　３　本事業で診断が可能な建築物は、住宅（間取りが住宅程度とみなされるものを含みます。）で３階建て以下、かつ延べ面積300㎡までの木造（ログハウス等の特殊な構造を除きます）建築物が対象となります。

　　４　希望する診断内容は、申し込み後において省エネ改修アドバイザーと協議いただいたうえで決定していただくことも可能です。この場合、診断内容と診断費用について十分説明を受けたうえで業務委託契約を締結してください。

　　５　業務委託契約は、省エネ改修アドバイザーが所属する建築士事務所との締結となります。

[様式第6号]

簡易診断業務実績報告書

年　　月　　日

公益社団法人長野県建築士会　会長　様

報告者（省エネ改修アドバイザー）

氏　　名

簡易診断事業実施要領第９条による、簡易診断事業の実績を報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施者氏名 |  | | | | | | | |
| 事業実施期間 | 年4月1日～　　年3月31日の間 | | | | | | | |
| 事業実施件数 | 件 | | | | | | | |
| 実施内訳 | 実施年月日 | 市町村 | 建築年 | 評価 | 診断等の実施内容 | | | |
| 現況入力 | 改修入力 | 現況考察 | 改修提案 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業に対する要望等 |  | | | | | | | |

記載上の注意事項

　　１　本報告は、建築士事務所内に複数の省エネ改修アドバイザーが在籍しているときは、アドバイザーごとに実施した内容を報告ください。

　　２　「実施件数」及び「内訳」は、簡易診断ツールにより診断を行った内容を記載ください。

　　３　「診断等の実施内容」は、該当する欄に○を付してください。実施区分は、簡易診断実施要領第8条第2項第1号又は第2号の業務内容による区分を参照ください。

　　４　「事業に対する要望等」は、本事業に対する質問や意見、事業を有効に展開していくための方法等、自由に記載ください。

[様式第７号]

簡易診断業務実績報告書

年　　月　　日

長野県知事　様

公益社団法人長野県建築士会

　　会　長

建築分野における2050ゼロカーボン実現に関する協定第５条による、簡易診断事業の実績を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業実施期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| ２　事業実施件数 | 件 |
| ３　事業実施者数 | 人 |
| ４　事業実施における  特筆すべき事項 |  |

　本様式に加え、省エネ改修アドバイザーから報告のあった事業実施内容の詳細を添付します。

（参　考）

　　簡易診断業務における契約書を参考に示します。

印紙

建築物の省エネ簡易診断業務委託契約書

○○○○（以下「甲」という）と○○○○○○○○（以下「乙」という）とは、甲が委託し、乙がこれを受託する業務につき、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲が乙に対して委託する業務は以下のうち☑の業務とする。

* 乙が、甲からの簡易診断ツール入力のための具体的な要望や指示を受けることなく、目視あるいは既存図面による現地調査を行い、簡易診断ツール入力を行った結果をプリントアウトして甲へ報告する業務
* 乙が現況の診断結果に基づき、簡易診断ツールの「改修後」について、甲からの要望を受けることなく、省エネ改修アドバイザーの判断のみで簡易診断ツール入力を行った結果をプリントアウトして甲へ報告する業務
* 乙が診断業務の過程において、甲からの具体的な要望や指示による現況調査や甲からの希望による現況調査に基づく原因考察や把握業務を行い、その内容を甲に報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。）
* 乙が診断業務の過程において、甲からの要望等に基づいて行う「改修後」のツール入力と改修方針の提案等を行い、その内容を甲に報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。）

（委託料及び支払い）

第２条　甲が乙に支払う委託料は　　　　　　　　円（消費税別）とし、前条に定める業務が完了し、乙が納品した成果品を甲が受領した後に、乙が委託料の請求した日より○○日以内に乙が指定する金融機関に口座に振り込む。なお、振込手数料は甲が負担する。

（秘密保持）

第３条　乙は本業務により知りえた情報を第３者に公開、漏洩させてはならない。

（報告義務）

第４条　乙は、甲より求めがあるときは、すみやかに本業務に関する情報を報告しなければならない。

（契約解除）

第５条　甲乙の一方が本契約の条項に違反したときは、直ちに本契約を解除し、被った損害の賠償を請求できる。

（協議）

第６条　本契約に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めることとする。

以上の本契約が成立したことの証として、本書２通作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　乙